

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊方町長

緊急通報装置利用非該当決定通知書

年 月 日付けで申請のありました緊急通報装置の利用申請については、
下記の理由により非該当と決定しましたので通知します。

記

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	
非該当 の理由			

(裏面)

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に伊方町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があった日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分に対する取消の訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、伊方町を被告として訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟において伊方町を代表するものは伊方町長になります。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）翌日から起算して1年が経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。